

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年9月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700040号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700084号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成*年*月*日、喪失年月日を平成22年5月1日に訂正し、標準報酬月額については、11万8,000円とすることが必要である。

平成*年*月*日から平成22年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成*年*月*日から平成22年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA事業所における平成19年12月26日の標準賞与額を17万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月26日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成*年*月*日から平成22年6月1日まで
② 平成19年12月26日

請求期間①について、A事業所においてB職として平成22年4月末まで勤務していたが、退職後に年金事務所が記録を取り消したことにより、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間当てもA事業所に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A事業所に勤務をしていた期間に賞与が支給されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、C事業所は、個人事業主として記録されていた者が平成*年*月*日に死亡していることから、年金事務所が職権により平成*年*月*日付けで、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成 22 年 6 月 1 日から平成*年*月*日まで遡って訂正し、同時に平成*年*月*日以降のすべての同僚の厚生年金保険被保険者記録を取り消し、平成*年*月*日付けで同事業所が平成*年*月*日まで遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚の雇用保険の記録及び陳述並びに日本年金機構D事務センター（現在は、E事務センター）の回答等により、A事業所は、請求期間において5人以上の従業員がいたと認められることから、同事業所は、請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、請求期間①について、請求者が提出した給与明細書、預金通帳の写し、雇用保険の記録、課税庁から提出された平成 22 年度市民税・県民税所得・課税証明書、年金事務所及び同僚から提出された給与明細書並びに金融機関から提出された預金取引明細表 1（以下「給与明細書等」という。）から判断すると、請求者は、請求期間①のうち平成*年*月*日から平成*年*月*日までの期間及び平成*年*月*日から平成 22 年 5 月 1 日までの期間についてA事業所に勤務し、給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

さらに、請求期間①のうち、平成*年*月*日から同年*月*日までについて、請求者は、平成*年*月*日に交通事故に遭い休業していたため給与の支払はなかった旨陳述しているところ、給与明細書等から判断すると当該期間においてA事業所に在籍し、当該期間の厚生年金保険料を事業主に支払っていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成*年*月*日、喪失年月日は平成 22 年 5 月 1 日であると認められる。

また、請求期間①のうち、平成*年*月*日から平成 22 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、給与明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成*年*月から平成 22 年 4 月までの期間において、A事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の平成*年*月から

平成 22 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち平成 22 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までについて、請求者は、苦情対応のため事業所に頼まれて出勤したこともあるが、継続して勤務はしておらず、給与はもらっていない旨陳述している上、C 事業所の当時の事務長から提出されたタイムカードによると、請求者が平成 22 年 5 月に勤務したのは 4 日間であったことから、当該期間の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①のうち平成 22 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると請求者が厚生年金保険被保険者として平成 22 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、同僚から提出された賞与明細書及び金融機関から提出された請求者の「預金取引明細表 1」（以下、「賞与関係資料等」という。）により、平成 19 年 12 月 26 日に A 事業所から標準賞与額 18 万円に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額 17 万 6,000 円に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、賞与関係資料等で推認できる厚生年金保険料控除額から 17 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成*年*月から平成 22 年 4 月までの期間において、A 事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 26 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700107号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700085号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成17年7月1日から平成19年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成17年7月から平成18年8月までは9万8,000円から41万円、平成18年9月から平成19年3月までは9万8,000円から44万円とする。

平成17年7月から平成19年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月から平成18年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る平成18年9月から平成19年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年6月1日から平成19年4月1日まで
A社に在職中の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与明細書、預金通帳及び日本年金機構B事務センターの回答(以下、併せて「給与明細書等」という。)により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(平成17年7月から平成18年8月までの期間

は41万円、平成18年9月から平成19年3月までの期間は44万円)はオンライン記録を超え、当該標準報酬月額と同額又は超える標準報酬月額(平成17年7月から平成18年3月までは41万円、平成18年4月から平成19年2月までは44万円、平成19年3月は47万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成17年7月から平成18年8月までは41万円、平成18年9月から平成19年3月までは44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主からは、平成17年7月から平成19年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得られず、請求期間のうち、平成17年7月1日から平成18年9月1日までの期間については、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間のうち、平成18年9月1日から平成19年4月1日までの期間については、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(訂正届)を社会保険事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成17年6月1日から同年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、給与から当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、平成17年6月1日から同年7月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成17年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700037号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700086号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成17年9月7日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については、11万8,000円から15万円とする。

平成17年9月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成*年*月*日、喪失年月日を平成22年*月*日に訂正し、平成*年*月から平成21年*月までの標準報酬月額を18万円、平成21年*月から平成22年*月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成*年*月*日から平成21年*月*日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成*年*月*日から平成21年*月*日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

平成21年*月*日から平成22年*月*日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求者のB事業所における平成19年12月26日の標準賞与額を19万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月26日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和58年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年9月7日から平成18年9月1日まで

- ② 平成*年*月*日から平成21年*月*日まで
- ③ 平成21年*月*日から平成22年*月*日まで
- ④ 平成19年12月26日

私は、平成17年9月から平成22年*月末日まで、B事業所に勤めていた。請求期間①について、支払われた給与額と国の記録が異なっているので、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

在籍中には給与から厚生年金保険料を控除され、産前産後休業及び育児休業に係る手続きも正しく行ない、産前産後休業期間の厚生年金保険料も支払った。しかし、年金事務所が遡って事業所の記録を取り消したことにより、私の当時の厚生年金保険被保険者記録が取り消されてしまった。従業員に責任はないのに、退職後5年も経ってからの一方的な処理に納得いかない。請求期間②及び④について、給与明細書及び賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、請求期間③については、育児休業期間に係る厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA事業所における標準報酬月額は、当初、平成17年9月から平成18年8月までは15万円と記録されていたところ、平成18年3月7日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得年月日である平成17年9月7日まで遡って11万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所において、請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚9人についても、請求者と同様に平成18年3月7日付けで平成17年9月7日まで遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書によると、請求期間①当時に支払われた報酬月額に相当する標準報酬月額は、遡及減額訂正される前のオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、年金事務所が保管する滞納処分票によると、A事業所は、請求期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成18年3月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、請求者について平成17年9月7日まで遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初に届け出た15万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間②、③及び④について、オンライン記録によると、A事業所は、個人事業主として記録されていた者が平成*年*月*日に死亡していることから、年金事務所が職権により平成*年*月*日付けで、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成22年*月*日から平成*年*月*日まで

で遡って訂正し、同時に平成*年*月*日以降のすべての同僚の厚生年金保険被保険者記録を取り消し、平成*年*月*日付けで平成*年*月*日まで遡って、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、請求者始め複数の同僚に係る雇用保険の記録及び陳述並びに日本年金機構C事務センター（現在は、日本年金機構D事務センター）の回答等により、B事業所は、平成*年*月*日以降も5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、同事業所は、請求期間②、③及び④において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、請求期間②について、雇用保険の記録、請求者から提出された給与明細書、預金通帳、金融機関から提出された取引明細表及び課税庁から提出された所得課税証明書並びに全国健康保険協会E支部の回答（以下、併せて「給与明細書等」という。）により、請求者は、B事業所に勤務し、給与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除（産前産後休業期間の平成21年*月分及び同年*月分の厚生年金保険料については、請求者から事業主に直接支払）されていたと認められる。

さらに、請求期間③について、上述の給与明細書等及び請求者から提出された雇用保険育児休業基本給付金支給決定通知書から、請求者は育児休業期間であったことが確認できる上、年金事務所から提出された厚生年金保険育児休業等取得者申出書により、当時、事業主が請求者の平成21年*月*日から平成22年*月*日までの期間について厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成*年*月*日、喪失年月日は平成22年*月*日であると認められる。

請求期間②に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書等及び日本年金機構D事務センターの回答により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は平成*年*月*日から平成20年9月1日までは20万円、平成20年9月1日から平成21年*月*日までは22万円と認められるところ、当該標準報酬月額より低い標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成*年*月*日から平成21年*月*日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書等で確認又は推認できる厚生

年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成*年*月から平成21年*月までの期間において、B事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の平成*年*月*日から平成21年*月*日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③に係る標準報酬月額については、請求者は、育児休業期間中であつたと認められ、当該期間中の標準報酬月額は、育児休業開始直前の標準報酬月額的基础となった報酬月額に基づき算定した額とするとされていることから、請求者の平成21年*月*日から平成22年*月*日までの標準報酬月額を、平成21年*月の標準報酬月額決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの報酬月額により、22万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者から提出された賞与明細書及び上述の取引明細表により、請求者はB事業所から20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、19万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から19万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年12月26日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700094号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700088号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成18年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年8月の標準報酬月額については、20万円から22万円とする。

平成18年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年10月1日から昭和57年8月21日まで
② 昭和57年9月11日から昭和58年2月25日まで
③ 昭和58年11月1日から昭和60年10月12日まで
④ 平成17年11月1日から平成19年6月1日まで

請求期間①について、B社に勤務していた間の手取り額は、18万円程であったが、厚生年金保険の記録は17万円になっている。

請求期間②について、C社に勤務していた間の手取り額は28万円程であったが、厚生年金保険の記録は18万円になっている。

請求期間③について、D社に勤務していた間の手取り額は23万円程であったが、厚生年金保険の記録は17万円から24万円になっている。

請求期間④について、A社に勤務していた間の手取り額は26万円程であったが、厚生年金保険の記録は20万円から22万円になっている。

請求期間①から③までについては、給与明細書等はなく、請求期間④については、給与明細書が2枚しかないが、年金記録を訂正し、年金額に反映してほ

しい。

第3 判断の理由

請求期間④のうち平成18年8月1日から同年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額が20万円と記録されているところ、請求者から提出されたA社に係る給与明細書、金融機関から提出された普通預金異動明細表及び課税庁から提出された平成18年度から平成20年度までの給与支払報告書（以下、併せて「給与明細書等」という。）から判断すると、請求者は、当該期間に30万円の標準報酬月額に見合う給与の支払を受け、22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（1万6,106円）を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成18年8月の標準報酬月額については、給与明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年8月について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間④のうち、平成17年11月1日から平成18年8月1日までの期間及び平成18年9月1日から平成19年6月1日までの期間について、給与明細書等から判断すると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間①について、B社（現在は、E社）が加入していたF厚生年金基金から提出された、請求者に係る厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届によると、請求者の標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できるところ、E社は、請求者の標準報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料控除額について資料を保管しておらず、不明である旨回答しており、同社が加入しているG健康保険組合は、保存期間を経過しているため請求者に関

する資料を保管していない旨回答している。

また、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等を保管していないことから、当該期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、C社は、平成17年11月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の事業主は死亡しており、請求期間②当時の事業主は、会社を売却したため資料を保管していない旨の陳述をしている。

また、C社が加入していたH健康保険組合は、保存期間を経過しているため請求者に関する資料を保管していない旨回答しており、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等を保管していないことから、請求者の当該期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、請求期間②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、D社から名称変更したI社は、請求者に係る資料を保管しておらず、不明である旨陳述しており、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を保管していないことから、請求者の当該期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、請求期間③について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700039号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700089号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年9月7日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については、11万8,000円から15万円とする。

平成17年9月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成*年*月*日、喪失年月日を平成23年*月*日に訂正し、平成*年*月から平成22年8月までの標準報酬月額を17万円、平成22年9月から同年*月までの標準報酬月額を16万円、平成22年*月から平成23年*月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成*年*月*日から平成22年*月*日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成*年*月*日から平成22年*月*日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求者のB事業所における平成19年12月26日の標準賞与額を19万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月26日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成17年9月7日から平成18年9月1日まで
② 平成19年8月
③ 平成*年*月*日から平成22年*月*日まで
④ 平成22年*月*日から平成23年*月*日まで
⑤ 平成19年12月26日

私は、平成17年9月からA事業所で事務職として勤務していたが、請求期間①に係る標準報酬月額が実際の給与額より低いので年金記録を訂正してほしい。

請求期間②について、賞与を支払われたので標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、退職後に年金事務所が記録を取り消したことにより、請求期間③及び④に係る厚生年金保険被保険者記録がないが、当時もB事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、請求期間④は、B事業所を育児のため休職していたが、当時は厚生年金保険料免除期間として認められ、被保険者資格に変更はなかった期間であるので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑤について、B事業所から賞与を支払われたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA事業所における標準報酬月額は、当初、平成17年9月から平成18年8月までは15万円と記録されていたところ、平成18年3月7日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得年月日である平成17年9月7日まで遡って11万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所において、請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚9人についても、請求者と同様に平成18年3月7日付けで平成17年9月7日まで遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、同僚から提出された給与明細書によると、請求期間①当時に支払われた報酬月額に相当する標準報酬月額は、遡及減額訂正される前のオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、年金事務所が保管する滞納処分票によると、A事業所は、請求期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成18年3月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、請求者について平成17年9月7日まで遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に当初に届け出た15万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、i) A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 請求期間当時の事務担当者は当時の資料を保管していないこと、iii) 請求者の居住地を管轄するC市は、当時の課税資料を保管していないこと、iv) 複数の同僚は、平成19年8月の給与明細書を2枚所持しており、それぞれの明細書の差引支給額と平成19年8月の2回の振込額は一致していること、v) 複数の同僚の平成19年8月の賞与明細書及び金融機関の振込履歴により、当該期間の賞与は現金支払であったと認められるところ、請求者は、賞与明細書等を保管していないことから、当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間③及び④について、オンライン記録によると、A事業所は、個人事業主として記録されていた者が平成*年*月*日に死亡していることから、年金事務所が職権により平成*年*月*日付けで、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成23年*月*日から平成*年*月*日まで遡って訂正し、同時に、平成*年*月*日以降のすべての同僚の厚生年金保険被保険者記録を取り消し、平成*年*月*日付けで平成*年*月*日まで遡って、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚に係る雇用保険の記録及び陳述並びに日本年金機構D事務センター（現在は、日本年金機構E事務センター）の回答等により、B事業所は、平成*年*月*日以降も5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、同事業所は、請求期間③及び④において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、請求者に係る雇用保険の記録、請求者から提出された事業所作成の退職証明書により、請求者は、請求期間③及び④においてB事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、請求期間③について、請求者から提出された給与明細書、給与所得の源泉徴収票、雇用保険被保険者離職票-2、金融機関から提出されたお取引明細表及び取引推移一覧表並びに同僚から提出された給与明細書（以下、併せて「給与明細書等」という。）により、請求者は、当該期間においてB事業所から給与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除（産前産後休業期間の平成22年*月分及び同年*月分の厚生年金保険料については、請求者から事業主に直接支払）されていたことが確認又は推認

できる。

請求期間④について、給与明細書等及び請求者から提出された雇用保険育児休業給付金支給決定通知書から、請求者は育児休業期間であったことが確認できる上、日本年金機構E事務センターから提出された厚生年金保険育児休業等取得者申出書により、当時、事業主が請求者の平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間について厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成*年*月*日、喪失年月日は平成23年*月*日であると認められる。

請求期間③のうち、平成*年*月*日から平成22年9月1日に係る標準報酬月額については、給与明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、17万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③のうち、平成22年9月1日から平成22年*月*日までの期間については、給与明細書等で確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は18万円と認められるところ、当該標準報酬月額より低い標準報酬月額(16万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除(産前産後休業期間の平成22年*月分及び同年*月分の厚生年金保険料については、請求者から事業主に直接支払)されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成22年9月1日から平成22年*月*日までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成*年*月から平成22年*月までの期間において、B事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の平成*年*月*日から平成22年*月*日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④に係る標準報酬月額については、請求者は、育児休業期間中であつたと認められ、当該期間中の標準報酬月額は、育児休業開始直前の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とされていることから、請求

者の平成 22 年*月*日から平成 23 年*月*日までの標準報酬月額を、平成 22 年 4 月から同年 6 月までの報酬月額により、18 万円とすることが必要である。

請求期間⑤について、金融機関から提出されたお取引明細表及び同僚提出の賞与明細書により、請求者は、B 事業所から 20 万円の賞与の支払を受け、19 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から 19 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 26 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700063号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700092号

第1 結論

請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年7月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成8年10月1日から平成9年7月31日までの期間は18万円から24万円とする。

平成8年10月1日から平成9年7月31日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年10月1日から平成9年7月31日までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年10月1日から平成9年7月31日まで
A社に在職中の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給料明細書、預金通帳の写し及び雇用保険被保険者離職票-2(以下、併せて「給料明細書等」という。)により、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額(18万円)を超える報酬月額の支払を受け、標準報酬月額の決定の基礎となる5月から7月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(24万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上述の給料明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、平成8年10月1日から平成9年7月31日までの期間について、A社の元事業主は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700068号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700087号

第1 結論

平成22年3月1日から同年11月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成22年11月1日から平成24年12月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成22年3月1日から同年11月1日まで
②平成22年11月1日から平成24年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①については、厚生年金保険被保険者の記録がなく、請求期間②については、オンライン記録の標準報酬月額に割増賃金が含まれていないため、低い額となっている。請求期間を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された在籍(就労)証明書、給与明細書及びA社の事業主の陳述により、請求者は同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない旨陳述しているところ、上述の給与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、割増賃金が標準報酬月額に算入されていない旨主張しているものの、割増賃金の支払及び保険料控除に関する資料が確認できず、当該期間のうち、平成23年1月1日から同年11月1日までの期間について、上述の給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの

報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（26万円）及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（22万円）はオンライン記録の標準報酬月額（26万円）を超えないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間②のうち、平成22年11月1日から平成23年1月1日までの期間及び平成23年11月1日から平成24年12月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は平成22年11月1日から平成23年1月1日までの期間は26万円、平成23年11月1日から平成24年9月1日までの期間は24万円、平成24年9月1日から同年12月1日までの期間は22万円と記録されているところ、上述の給与明細書及び請求者から提出された給料台帳からは、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

このほか、平成22年11月1日から平成24年12月1日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、平成22年11月1日から平成24年12月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700095号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700090号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年1月31日から同年2月1日まで

A社に平成24年1月31日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録の資格喪失年月日は同年1月31日となっている。平成24年1月10日支払の給与から厚生年金保険料を控除されているので、同年2月1日を資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成24年分給与所得の源泉徴収票の記載により、請求者がA社に平成24年1月31日まで勤務したことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された複数の給与明細書を検証した結果、「給与明細書24年1月度(給与)」(平成24年1月10日支払分)において控除されている厚生年金保険料は平成23年12月分であると認められるところ、請求期間に係る「給与明細書24年2月度(給与)」において厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は平成25年5月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主からは照会に対する回答は得られない上、請求者と同時期に厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に照会したものの、当時の厚生年金保険の取扱いをうかがえる回答及び陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、A社において平成24年1月から同年12月までに資格喪失した同僚10人のうち、月の末日で喪失した者が8人、月の途中で喪失した者が2人となっており、1日付けで喪失した同僚は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700106号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700091号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年4月1日から平成22年5月14日まで
請求期間について、A事業所B出張所でC職として勤務していたが、厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された履歴書、辞令及びA事業所B出張所から提出された給与明細書並びに同出張所の回答により、請求者は、請求期間にD出張所において、C職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所B出張所は、請求者について、任用期間が2か月未満であることから、厚生年金保険法第12条第1項のロの規定に基づき、厚生年金保険に加入させておらず、請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答しているところ、上述の給与明細書からは、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A事業所が保管するE規則には、C職について、任用期間が2か月を超え、かつ、1週間当たりの勤務時間が29時間以上の者又は任用期間が1年以上、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の者(F共済組合の加入者を除く。)を厚生年金保険の被保険者とする旨規定されている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700083号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1700003号

第1 結論

昭和33年3月17日から昭和38年4月6日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年3月17日から昭和38年4月6日まで
年金記録を確認したところ、請求期間に脱退手当金を支給されていることが分かった。しかし、脱退手当金をもらった記憶はないので、請求期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社(現在は、B社)の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票から確認できる女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である昭和38年4月6日の前後約2年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした48人(請求者を含む)の支給記録を確認したところ、37人に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失後6か月以内に支給されている上、請求者の脱退手当金が支給された昭和38年4月30日には5人の同僚へも支給されており、複数の同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続を行った旨回答していることを踏まえると、当該事業所では、脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、請求者についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から1か月以内に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者の厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年期間」という。)の被保険者記号番号は、請求期間後の厚年期間の被保険者記号番号とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したため記号番号が異なっているものとするのが自然である上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに請

求期間に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。